

再就職等規制の概要

令和8年7月

大阪府総務部人事課

はじめに

- 職員の退職管理については、これまで「職員の退職管理に関する条例」や「大阪府職員基本条例」に基づき、公務の公正性及び府民の信頼確保を図るため、「再就職状況の公表」や「人材バンク制度の運用」等を通して、適切に取り組んできました。
- このような中、平成26年4月には、人事監察委員会の意見等も踏まえ、再就職禁止法人及び規制対象者の範囲の拡大等を行い、より一層の公務の公正性と透明性の確保に努めているところです。
- 在職者をはじめ、既退職者の皆さまにおかれましては、条例等の趣旨を踏まえ、適正な職員の退職管理及び府政全般に対する府民の信頼確保にご協力いただきますようお願いいたします。

【令和6年4月 制度改正の内容】

◆ 指定出資法人等への再就職の禁止

(大阪府職員基本条例第32条)

再就職禁止法人への再就職が禁止される者について、勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者のうち、「離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者」を除外。

◆ 再就職の届出

(職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条・第23条)

再就職の届出について、1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合は、再就職の届出を不要。

【問合せ先】

- 大阪府総務部人事課（考査・退職管理グループ）
電話番号：（代表）06-6941-0351（内線2141）
（直通）06-4397-3679
メール：jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
- 各部局人事担当課

目次

1. 再就職等規制のポイント（P1）
2. 再就職にあたっての手続き等の概要（P2）
3. 再就職禁止法人とは（P3～P4）
【再就職禁止法人一覧（令和8年7月現在）（P4）】
4. 再就職禁止法人への再就職の手続き（P5～P6）
【再就職禁止法人への再就職審査の考え方（P6）】
5. 人材バンク制度（P7～P9）
【制度の概要（P7）、府職員等（登録者）の手続き（P8）、登録者の採用を希望する企業・団体等の手続き（P9）】
6. 職員による再就職のあっせんの禁止（P10）
7. 再就職者による働きかけの禁止（P11）
8. 再就職の届出（P12）
9. 再就職規制違反に関する外部通報窓口（P13）
- 10.（参考）再就職等規制の概要図（P14）

- ※ **令和8年7月1日から、オンラインによる手続きを開始しました。**
（当面の間、従来の手続き（様式を電子メールにより送付）も可能です。）
- ※ 「オンラインによる手続き」や「様式のダウンロード」は、以下のページからお願いします。

<関連ホームページ>

○[職員の退職管理について](#)

○[人材バンクについて](#)

○[再就職状況の公表について](#)



1. 再就職等規制のポイント

指定出資法人等への再就職の禁止

(大阪府職員基本条例第32条)

勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）は、離職後、大阪府職員基本条例第32条第1項各号及び第2項に掲げる法人その他の団体には、再就職することはできません。

(必要な手続き（P5）を経た場合を除く。)

【管理職の職員】

管理職手当の支給対象者の範囲と同じです。

(課長級以上(研究職は総括研究員級)又は府立学校長、教頭等)

また、一度でも管理職の職員であったことのある者は対象に含まれます。

(例：管理職から非管理職に降任し退職した場合

管理職で退職し非管理職に再任用された後、退職した場合など)

職員による再就職のあっせんの禁止

(大阪府職員基本条例第33条、職員の退職管理に関する条例第8条)

職員は、営利企業等（国・地方公共団体等を除く。）に対して、他の職員又は職員であった者を就職させるための情報の提供や情報の提供依頼等を行ってはなりません。

再就職者による働きかけの禁止

(地方公務員法38条の2、職員の退職管理に関する条例第3条)

再就職者は、職員に対して、職務上の行為をするよう（又はしないよう）に、要求又は依頼を行ってはなりません。

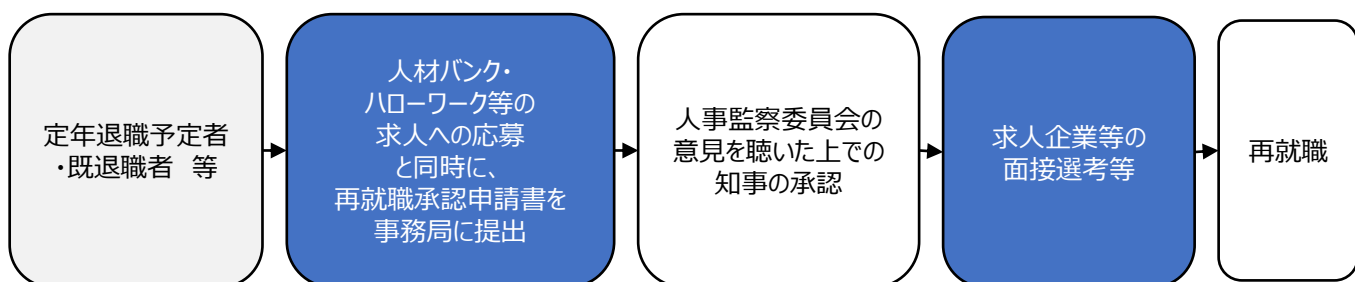
2. 再就職にあたっての手続き等の概要

- 勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）が再就職するにあたっては、条例等により規制があります。
- 再就職にあたっては、府民の疑惑や不信を招くことがないよう、それぞれ必要な手続きを経た上で行ってください。（※特に、以下の「民間企業・指定出資法人等（再就職禁止法人に該当）」への再就職については、P5を参照してください。）

※個人事業者として法人その他の団体と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に事務局（総務部人事課）にご相談ください。

民間企業・指定出資法人等 （再就職禁止法人に該当）

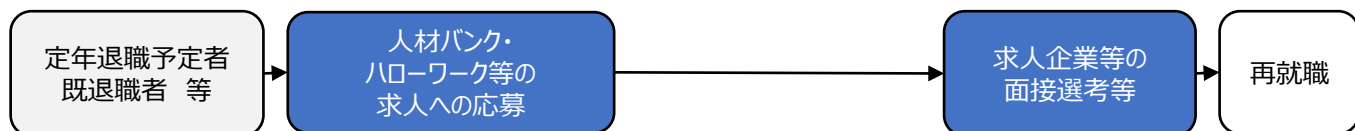
再就職希望者が行う手続き



※人材バンクやハローワーク等の求人への応募は可能ですが、実際に面接選考等を受けるまでの間に、人事監察委員会の意見を聴いた上での知事の再就職の承認が必要です。

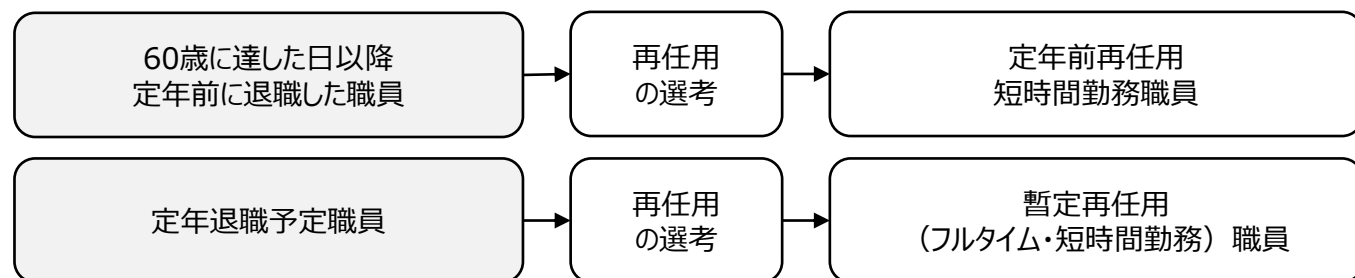
※「指定出資法人」「職員を派遣している団体」「指定出資法人の子法人等」への再就職については、人材バンクによる手続きが必須です。人材バンクの手続きについては、P7～9を参照してください。

民間企業等 （再就職禁止法人に非該当）



※人事監察委員会の意見を聴いた上での知事の再就職の承認は不要です。

（参考）府の再任用



※例年、定年退職予定者等に対して、再任用に係る意向調査を実施します。

※再任用を申し込んでいても、人材バンク等による外部への再就職は妨げません。（ただし、2月以降に登録された求人（採用予定日が5月末日までのもの）への応募を制限する場合があります。）

3. 再就職禁止法人とは

- 勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）は、離職後、次に掲げる5分類（1）～（5）に当てはまる法人その他の団体に就職することはできません。
- ただし、5分類に該当する場合であっても、知事が人事監察委員会の意見を聴き、職員の離職後の再就職等の適正な管理に支障が生じないと認めて承認する場合は、就職することができます。（大阪府職員基本条例第32条第3項）

※手続きの流れ等はP5をご覧ください。

（1）指定出資法人

（2）職員を派遣している団体

（3）指定出資法人の子法人等

（4）府が財政的援助をしている法人

◆300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人

※過去2年間の何れかの年度における総額

◆金銭の出資又は貸付けを府から受けている法人

※貸付金のうち、銀行等への預託金を除く

（5）離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人＜離職後2年間＞

権限内容：「審査基準」・「不利益処分基準」が定められている権限

再就職禁止法人一覧 (令和8年7月現在)

(1) 指定出資法人

(大阪府職員基本条例第32条第1項第1号)

〔大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1項・第2項〕

(公財)大阪国際平和センター、(公財)大阪府国際交流財団、(株)大阪国際会議場、(公財)大阪府保健医療財団、大阪信用保証協会、(公財)西成労働福祉センター、(一財)大阪府みどり公社、(株)大阪鶴見フワワーセンター、(公財)大阪府漁業振興基金、大阪府道路公社、大阪モルレル(株)、大阪外環状鉄道(株)、大阪府土地開発公社 堺泉北埠頭(株)、大阪府住宅供給公社、(公財)大阪府育英会、(公財)大阪産業局、(公財)大阪府都市整備推進センター、(公財)大阪府文化財センター

(2) 職員を派遣している団体

(大阪府職員基本条例第32条第1項第2号)

〔公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項〕

大阪湾広域臨海環境整備センター、(地独)大阪産業技術研究所、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所、(地独)大阪府立病院機構、(公財)大阪観光局、(一財)大阪府警察協会、(一財)大阪府警察職員互助会、全国知事会、(地独)大阪健康安全基盤研究所、(公財)ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会、(公社)2025年日本国際博覧会協会、地方税共同機構、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

(3) 指定出資法人の子法人等

(大阪府職員基本条例第32条第1項第3号)

〔大阪府職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則第2条〕

保証協会コンピュータサービス(株)、大阪モルレルサービス(株)、千里北センター(株)

(4) 府が財政的援助をしている法人

(大阪府職員基本条例第32条第1項第4号)

〔大阪府職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則第3条〕

※再就職が禁止される具体的な法人名については、会計年度終了後、確定次第、府ホームページに掲載します。

◆[規制対象法人一覧](#) (令和7年10月1日から令和8年9月30日まで)



<規制対象法人一覧>

【300万円以上の負担金、補助金、交付金を府から受けている法人】

就職しようとする日の属する会計年度の前会計年度又は前々会計年度（その就職しようとする日が4月1日から9月30日までの期間に属する場合は、2年前又は3年前の日の属する会計年度）のいずれかにおいて府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上である法人

【金銭の出資又は貸付けを府から受けている法人】

・金銭の出資を府から受けている法人

（公益法人会計基準と企業会計基準等のいずれによる出資も含む。）

・金銭の貸付けを府から受けている法人（※貸付金のうち、銀行等への預託金を除く。）

(5) 離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人<離職後2年間>

(大阪府職員基本条例第32条第2項)

府ホームページ「[審査基準及び標準処理期間検索](#)」及びホームページ内、関連リンクの「[処分基準検索](#)」も併用してください。



<府HP「審査基準及び標準処理期間検索」>

4. 再就職禁止法人への再就職の手続き

知事への再就職承認申請の流れ

人材バンクの求人情報や公募等を閲覧し、再就職を希望する法人が再就職禁止法人であった場合、面接選考等の前に、知事の承認が必要です。

① 「再就職承認申請書」を知事（事務局：総務部人事課）に提出

<申請方法>

- 『[再就職承認申請書入力フォーム](#)』から申請、
又は「再就職承認申請書（様式）」を
事務局（総務部人事課）にメールで送付してください。

【メール送付先（総務部人事課）】 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp



<再就職承認申請書
入力フォーム>

- 以下の方は、入力フォームからの申請は対象外です。再就職承認申請書（様式）を
事務局（教育庁教職員室教職員人事課）にメールで送付してください。

- ・大阪府教育庁及び学校以外の教育機関の指導主事、社会教育主事及び管理主事
- ・府立学校の校長、教員、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員及び栄養職員

【メール送付先（教育庁教職員室教職員人事課）】 kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

<申請期限>

府ホームページ「職員の退職管理について」の「[職員・既退職者の再就職禁止法人への再就職の手続き](#)」に掲載している『大阪府人事監察委員会の開催予定』からご確認ください。

② 知事は、「再就職承認申請」について、人事監察委員会の意見を聴取

③ 人事監察委員会の意見を踏まえ、知事が再就職の承認・不承認を決定

④ 再就職の審査結果を申請者あて通知

⑤ 申請者による再就職の手続き（面接選考等）

次の3分類に該当する法人等に就職する場合は、必ず人材バンク制度を利用しなければなりません。（大阪府職員基本条例第32条第5項）

（1）指定出資法人（2）職員を派遣している団体（3）指定出資法人の子法人等

違反行為が認められた場合、違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称が公表されます。（大阪府職員基本条例第38条）

※ 再就職の承認申請時と大幅に相違が生じる勤務条件で採用されることとなった場合には、再度の再就職承認申請が必要となる場合がありますので、速やかに事務局（総務部人事課）へご連絡いただきますようお願いいたします。

※ 個人事業者として再就職禁止法人と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に事務局（総務部人事課）にご相談ください。

再就職禁止法人への再就職審査の考え方

再就職禁止法人への再就職審査における主な着眼点

※平成26年2月17日（第13回）人事監察委員会退職管理部会 決定

令和2年7月31日（第3回）及び令和5年11月30日（第7回）人事監察委員会退職管理部会 見直し

対象となる再就職禁止団体	採用手続きに関する着眼点	例外承認する際の着眼点	
全項目「共通事項」	府職員（OB含む）以外にも対象とした幅広い募集が行われているか。	求められる「資格」「免許」「条件」等を有しているか。	
(1) 指定出資法人	府民に疑念を抱かれないような採用手続きが行われているか。 ○ハローワークや法人ホームページ等での募集が行われているか。 <以下、(1)～(3)のみ対象> ○人材バンク制度を利用しているか。	府と関連のある業務を行っていることが多く、府職員として培った専門知識等を活用できる分野が多く存在すると考えられるが、実際に再就職する府職員（OB含む）に能力が欠如しているようなことがあれば、まさに天下りと非難されるため、以下のような観点から厳正に判断する。 ○再就職者の知識や経験を活用することで、法人等の効率・効果的な事業の実施が見込まれるか。 ○法人等の業務遂行にあたり、本府で培った知識・経験が必要とされているか。	
(2) 職員を派遣している団体			
(3) 指定出資法人の子法人等			
(4) 府が財政的援助をしている法人			再就職先に対する補助金等の財政的援助に関する業務に就いていた場合、以下のような観点から総合的に判断する。 ○当該補助金等の性質・内容 ○補助金交付要綱等に基づく適正な執行 ○補助金等交付にあたっての裁量の程度 ○申請者本人の決裁権限の有無・関与の度合い
(5) 離職前5年間に行政上の処分（許認可等）に関する事務に携わった法人（離職後2年間）			(5)は、(1)～(4)と異なり、申請者によって対象となる法人が異なり、再就職承認に係る審議にあたっては、個別具体的に判断する必要があるため、以下のような観点から事実確認を行い、検討する。 ○行政処分（許認可）の性質・内容 ○審査基準、審査手続きの透明性 ○行政処分にあたっての裁量の程度 ○申請者本人の決裁権限の有無・関与の度合い

【大阪府人事監察委員会（退職管理部会）】

大阪府職員基本条例第42条の規定に基づき、知事の附属機関として大阪府人事監察委員会を設置しています。

また、大阪府人事監察委員会規則に基づき、大阪府人事監察委員会に退職管理部会を設置し、職員等の再就職禁止法人への再就職についての知事への意見具申並びに規定違反行為に関する調査審議を行っています。

5. 人材バンク制度【制度の概要】

人材バンクとは

- 透明性や公平性を確保した府職員又は元府職員（以下、「府職員等」という。）の再就職を支援するため、平成20年11月から「大阪府退職予定者人材バンク（以下、「人材バンク」という。）」を運用しています。
- 人材バンクは、営利企業又は営利企業以外の法人等からの府職員等に対する求人情報と人材バンクに登録した府職員等の求職情報をそれぞれに提供することにより、求人側が採用可否を決定する仕組みです。

※再就職の支援の方針については、職員の退職管理に関する条例第2条において、府における職員の再就職の支援については、条例で定める場合を除き、府の人材バンク制度によることとしています。

※人材バンクは、退職時の職階にとらわれず、意欲のある職員が応募し、職員が求人先から評価されて再就職する仕組みであり、採用可否の決定については、当事者間の自主的なマッチングに委ねられており、採用の可否は、求人企業等において決定されます。（事務局（総務部人事課）では、再就職を希望する職員等と求人企業等について個別に再就職のマッチングを行うこと等はできません。）

※人材バンクへの人材情報の登録により、再就職が保証されるものではありません。

※職員の退職管理に関する条例第2条の規定に基づき、府の任命権者ごとに実施することを基本としています。

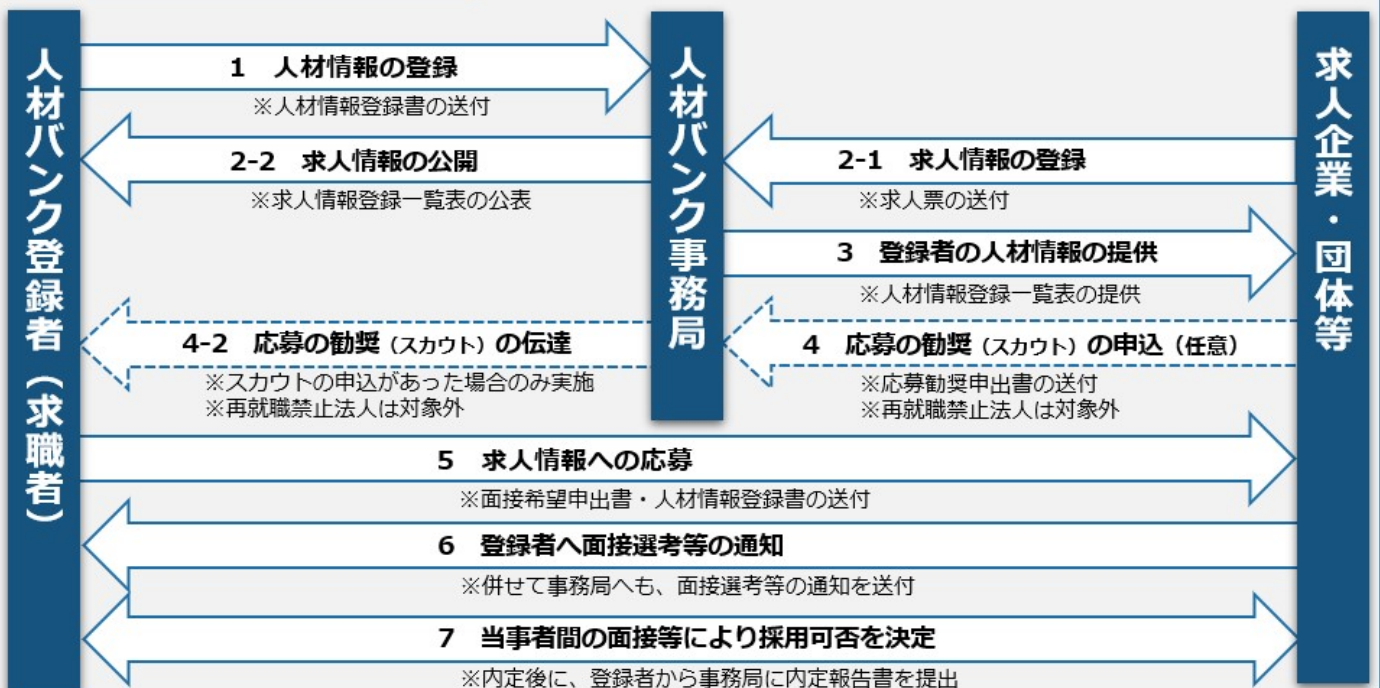
以下の方は、府ホームページ「[府教育委員会退職予定者人材バンク制度](#)」をご覧ください。



- ・大阪府教育庁及び学校以外の教育機関の指導主事、社会教育主事及び管理主事
- ・府立学校の校長、教員、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員及び栄養職員

<府HPI「府教育委員会退職予定者人材バンク制度」>

人材バンク制度のフロー



※採用の可否は、人材バンク制度の透明性を高めるため、当事者間のマッチングに委ねられており、事務局は関与しない
※再就職禁止法人への再就職には、別途、大阪府人事監察委員会に意見を聴いた上で知事の承認が必要
(上記5と同時に事務局へ再就職承認申請書を送付。また、上記6は知事の承認後に通知を送付。)

5. 人材バンク制度【府職員等（登録者）の手続き】

人材情報の登録

登録を希望する府職員等は、人材情報登録書の1枚目を提出してください。

【登録の対象者】 ※懲戒免職処分を受けた者は対象外です。

- 府職員としての勤続期間が20年以上である職員若しくは職員であった者又は管理職の職員若しくは職員であった者
- 職員の分限に関する条例第10条の規定により分限免職される職員

【登録の手続き】

<オンラインによる手続き>

「[人材情報登録書入力フォーム](#)」から、人材情報を登録してください。

また、登録後に人材情報登録書Myページから人材情報登録書（様式第1号）の1枚目をダウンロードしてください。



<人材情報登録書入力フォーム>

<電子メールによる手続き>

人材情報登録書（様式第1号）の1枚目を事務局（総務部人事課）にメールで送付してください。

【送付先】 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

【手続きの留意事項】

人材情報登録書（様式第1号）の2枚目については、「求人情報への応募」の際に作成し、求人企業・団体等に送付してください。

求人情報への応募

求人情報登録一覧表に掲載された求人に応募を希望する場合は、面接希望申出者は期限までに、面接希望申出書及び人材情報登録書の1枚目及び2枚目を求人企業・団体等に提出してください。

※登録者が退職することにより、府の職員に欠員が生じるおそれがあるとき又は他の府の公務の運営に支障があると認められるときは、2月以降に登録された求人情報のうち「採用予定年月日が次年度の5月末日までのもの」への応募を制限することがあります。

【応募の手続き】

面接希望申出書（様式第6号）、人材情報登録書（様式第1号）の1枚目及び人材情報登録書（様式第1号）の2枚目を、面接申出受付期限までに求人企業・団体等に送付してください。

【送付先】 求人企業・団体等（求人情報登録一覧表（様式第5号）に記載の連絡先）

内定報告

再就職が内定したときは、内定報告書を提出してください。

【報告の手続き】

<オンラインによる手続き>

内定情報を人材情報登録書Myページから入力してください。

<電子メールによる手続き>

内定報告書（様式第8号）を事務局（総務部人事課）にメールで送付してください。

【送付先】 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※「オンラインによる手続き」、「様式のダウンロード」、「公開中の求人情報の閲覧」等については、府ホームページ『[人材バンクについて](#)』からお願いします。



<府HP「人材バンクについて」>

5. 人材バンク制度 【登録者の採用を希望する企業・団体等の手続き】

求人情報の登録

登録者の採用を希望する場合は、求人票を提出してください。

【登録の対象企業・団体等】

企業・団体等の業種及び規模等の制限はありません。

【登録の手続き】

<オンラインによる手続き>

[求人票入力フォーム](#)から、求人情報を登録してください。

また、必要に応じて、登録後に求人票（様式第2号）を求人票Myページからダウンロードしてください。



<求人票入力フォーム>

<電子メールによる手続き>

求人票（様式第2号）を事務局（総務部人事課）にメールで送付してください。

【送付先】 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

【手続きの留意事項】

- 原則、月曜日に掲載（更新）します。※月曜日が祝日の場合は、翌営業日に掲載（更新）します。
- 余裕を持って提出してください。
※掲載希望日の前週水曜日までに送付があったものを次週の更新日に掲載します。

【再就職禁止法人に該当する求人企業・団体様へのお願い】

- 府職員等の再就職禁止法人への再就職については、**大阪府人事監察委員会の意見を聴いた上で知事の承認が必要**となります。※離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える府職員等は除きます。
- **面接選考等については、再就職に関する知事の承認後に実施**していただきますようお願いいたします。
- 再就職にかかる透明性や公平性を担保するため、**人材バンク以外（ハローワークや法人ホームページ等）において、府職員等以外も対象とした幅広い募集**を行っていただくとともに、人材バンク及び人材バンク以外の**募集期間（求人掲載日から面接申出受付期限）を、2週間以上**としていただきますようお願いいたします。また、法人ホームページにおいて募集を行っていただく場合は、内容が分かる資料を求人票と併せて送付、又は求人票Myページからアップロードいただきますようお願いいたします。
- 府職員等の採用に際し、求人情報をいただいた時点から、雇用形態や給与が大幅に相違が生じるようになった場合には、その旨を事務局（総務部人事課）までご連絡いただきますようお願いいたします。

面接選考等の通知

面接決定通知書を面接希望者及び事務局（総務部人事課）に送付してください。

【面接希望者への送付】

面接決定通知書（様式第7号）を面接希望者にメールで送付してください。

【事務局（総務部人事課）への送付】

面接決定通知書（様式第7号）を求人票Myページにアップロード、又は事務局（総務部人事課）にメールで送付してください。

【送付先】 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※「オンラインによる手続き」、「様式のダウンロード」、「公開中の求人情報の閲覧」等については、府ホームページ『[人材バンクについて](#)』からお願いします。



<府HP「人材バンクについて」>

6. 職員による再就職のあっせんの禁止

再就職のあっせんとは

(大阪府職員基本条例第33条、職員の退職管理に関する条例第8条)

職員が、営利企業等（国・地方公共団体等を除く。）に対して、『他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせること』を目的としてする、以下に掲げる行為。

- ① 職員又は職員であった者に関する情報を提供すること。
(「名前や職歴等」の情報を提供すること。)
- ② 営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼すること。
(再就職先の「職務内容、待遇等」の情報提供を依頼すること。)
- ③ 職員又は職員であった者を、営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること。

※ **職員が行う、次に掲げる行為は、再就職のあっせんに該当しません。**

(職員の退職管理に関する条例第8条第2項各号)

- 人材バンク制度により再就職支援を行う場合
- 職業安定法等の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 組織の改廃等に基づく分限免職者に対する再就職支援を行う場合
- 職員を退職派遣する事務として行う場合

規制違反が疑われる場合、任命権者や人事監察委員会による調査が行われます。 (大阪府職員基本条例第34～37条)

調査の結果、違反行為が認められた場合

- ・違反者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表
(大阪府職員基本条例第38条)
- ・懲戒処分の対象

7. 再就職者による働きかけの禁止

再就職者による働きかけとは

(地方公務員法 (以下この頁において「法」という。) 第38条の2、
職員の退職管理に関する条例第3条)

再就職者が職員に対して、職務上の行為をするよう (又はしないよう) に要求又は依頼をすること。

- (1) 離職前5年間に在職していた執行機関の組織の職員に対して、契約等事務(※)であって、離職前5年間の職務に属するものに関して、離職後2年間、働きかけをすること。(法第38条の2第1項)
- (2) (1)に加え、本府の執行機関の組織の職員に対して、契約等事務(※)であって、離職前5年より前に課長級以上のポストに就いていた時の職務に関するものについて離職後2年間、働きかけをすること。(法第38条の2第4項・第8項)
- (3) (1)・(2)に加え、本府の執行機関の組織の職員に対して、自ら締結・決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものに関して、働きかけをすること。(法第38条の2第5項)

※契約等事務：本府と再就職先の営利企業等との間で締結される契約や、前者から後者に対して行われる処分(許認可等)に関する事務

※ 次に掲げる行為は、働きかけに該当しません。

(法第38条の2第6項各号)

- 第1号 試験・検査・検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 第2号 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 第3号 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 第4号 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 第5号 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- 第6号 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合

働きかけを受けた職員は、人事委員会に届出をしなければなりません。

(法第38条の2第7項)

規制違反者には罰則が適用されます。 (法60条・63条・64条)

【再就職者への罰則】

- ・働きかけを行った再就職者は「10万円以下の過料」
- ・不正な行為を行うよう働きかけた再就職者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」

【職員への罰則】

- ・働きかけに応じた職員は「懲戒処分の対象」
- ・人事委員会への届出を怠った職員は「懲戒処分の対象」
- ・働きかけに応じて不正な行為を行った職員は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
- ・不正な行為を伴う自己の求職・再就職、不正な行為を伴う他の職員のあっせんは「3年以下の懲役」

8. 再就職の届出

再就職した場合の届出義務

(職員の退職管理に関する条例第4条・職員の退職管理に関する規則第22条)

勤続期間が20年以上の職員又は管理職の職員であった者が、離職後5年間に再就職（再々就職を含む。）した場合は、速やかに離職時の任命権者に再就職先の名称等の届出が必要です。

- ※ 勤続期間に関係なく、1度でも管理職であったことのある者は対象に含まれます。（例：管理職から非管理職に降任し退職した場合、管理職で退職し非管理職に再任用されたのち退職した場合等）
- ※ ここでの「離職」とは、定年退職や特別退職など、現職の離職を指します。（再任用の任期满了は、離職ではありません。）
- ※ 個人事業者として法人その他の団体と業務委託契約を締結する場合であっても、労働者性を総合的に判断し、再就職とみなす場合がありますので、事前に事務局（総務部人事課）にご相談ください。

【届出方法】

<離職時の所属が「府立学校及び府警本部」以外の場合>

再就職した日から30日以内に、「[元職員再就職届出書入力フォーム](#)」より、<元職員再就職届出書入力フォーム>総務部人事課に提出してください。



<元職員再就職届出書入力フォーム>

※令和8年7月1日から、原則オンラインによる手続きに変更しました。

<離職時の所属が「府立学校及び府警本部」の場合>

再就職した日より30日以内に、元職員再就職届出書を離職時の所属長に電子メール又は郵送等により提出してください。

※ 次に該当する場合は、届出は不要です。

- (1) 再任用職員や非常勤職員等として府に採用された場合
- (2) 日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される場合）
- (3) 1年間の報酬がいわゆる所得税非課税限度額に相当する額の範囲内である場合
(再就職日が令和7年12月3日以前：103万円、令和7年12月4日以後：160万円)
- (4) 任命権者の要請に応じ退職派遣される場合

違反者には罰則が適用されます。（職員の退職管理に関する条例第10条）

【届出をしなかった者・虚偽の届出をした者への罰則】 10万円以下の過料

《再就職状況の公表》

(職員の退職管理に関する条例第5条)

勤続期間が20年以上である職員又は管理職の職員であった者の再就職状況については、職員の退職管理に関する条例等の規定により、府ホームページ「[再就職状況の公表について](#)」において公表します。



<府HP「再就職状況の公表について」>

9. 再就職規制違反に関する外部通報窓口

大阪府人事監察委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報を幅広く受け付ける専用の通報窓口を設置しています。

通報例

- 職員が知事の承認を得ず、再就職禁止法人に再就職している
- 職員が再就職のあっせんをしている
- その他、職員の再就職に関する事項

通報の方法

- 通報は、書面、電子メール、電話又は面談により受け付けています。
- 違反情報を通報する際には、人事監察委員会が事実関係を的確に把握し、適切な処理ができるよう、可能な場合には、具体的な情報（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で、何をしたか、などの情報）の通報をお願いします。
- 大阪府職員基本条例第40条の不利益取り扱いの禁止により、通報者に不利益が生じないようにいたします。
- 受け付けた違反情報は、人事監察委員会において処理され、該当者や該当法人に対して、必要に応じて、調査が行われます。
- 調査の結果、違反行為があると認められた場合、違反行為者の氏名及び違反行為に係る法人名が公表されます。

通報窓口

- **堂島法律事務所（大阪府人事監察委員会外部通報窓口 弁護士 横瀬 大輝）**

FAX：06-6201-0362

電子メール：tsuhou-01saisyusyoku@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名に必ず「通報」と入力の上、送信してください。

（大阪府人事監察委員会外部通報受付あて直接転送されます。）

郵送：〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目3番9号 入商八木ビル 堂島法律事務所

※封筒の表書きに「通報」と記載の上、送付してください。

- **大阪府人事監察委員会事務局（大阪府総務部人事課）**

電話：06-4397-3679 FAX：06-6944-7151

電子メール：jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

郵送：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

10. (参考) 再就職等規制の概要図

- 勤続期間が20年以上である職員・職員であった者 ○ 管理職の職員・職員であった者
※離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く

人材バンク制度・ハローワーク等の求人に応募

**求人企業・団体等
(再就職禁止法人に該当)**

人材バンク 必須

- 指定出資法人
- 職員を派遣している団体
- 指定出資法人の子法人等

人材バンク 任意

- 府が財政的援助をしている法人
- 離職前5年間に行政上の処分に関する事務に携わった法人(離職後2年間)

**求人企業・団体等
(再就職禁止法人に非該当)**

再就職の承認申請

人事監察委員会の意見聴取・知事の承認

面接選考等 (当事者間で実施)

再就職の届出 (離職後5年間)

再就職状況の公表

<公表の対象>

- 管理職の職員であった者
- 勤続期間が20年以上である職員であった者のうち、以下に該当する者
 - ・人材バンクを通じて再就職した場合
 - ・再就職禁止法人へ再就職した場合
 - ・契約相手方法人(300万円以上)へ再就職した場合(関与がある場合)
 - ・過去10年間に元職員の役員就任実績がある法人等に役員として再就職した場合